

第11章 景観形成の推進方策

1. 協働で進める景観づくり

本計画で掲げた景観形成の基本理念、基本方針、景観施策を推進していくためには、行政をはじめ、市民、事業者、団体など、多くの方々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが、本市の財産である景観の価値を認識し、それぞれがお互いの役割を認め合い、相互に意見交換しながら、連携と協働により、できるところから着実に進めていくことが重要です。

(1) 市民の役割

- ・景観づくりの主体であることの認識の輪を広め、景観づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に景観づくりに努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、市民として目を光らせるとともに、まちづくりの一環として参加・協力します。

(2) 事業者の役割

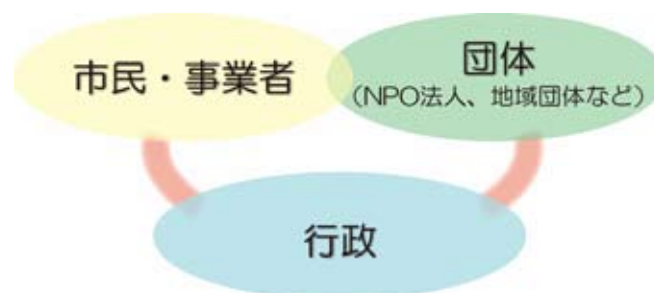
- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力します。

(3) 行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定、実施にあたっては、市民・事業者等の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設の整備等を行う際は、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する調査、研究等を行い、情報提供に努めます。
- ・景観づくりに関する市民・事業者等の意識の啓発に努めます。

(4) 団体（景観づくりに関する活動を行うNPO法人、地域団体など）の役割

- ・それぞれの活動の中で、積極的な景観づくりを実施します。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から、市民・事業者・行政が行う景観づくりの取り組みを支援します。



図：協働イメージ

2. 景観施策の展開

(1) 市民意識の醸成

① 既存事業の概要

■ 佐賀市景観賞の表彰（平成9年度施行）

市民の景観形成やまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な景観形成に寄与する建築物やみどり、その他まちづくりの取り組みなどを表彰していく制度です。

平成9年度から開始し、歴史的な建築物、優れたデザインの建築物、身近なみどりや連続する生垣など、平成23年度までに60件を表彰しています。

今後、対象範囲を広げる等の事業内容の検討を図っていきます。



江口邸【諸富町】
(第10回受賞作品：平成18年度)



西の谷の棚田と大串集落【富士町】
(第11回受賞作品：平成19年度)



與止日女神社【大和町】
(第12回受賞作品：平成20年度)



戸ヶ里漁港の船溜まり【川副町】
(第13回受賞作品：平成21年度)



古賀邸【久保田町】
(第13回受賞作品：平成21年度)



本庄町溝口の矢竹の生け垣【本庄町】
(第14回受賞作品：平成22年度)

■都市景観重要建築物等の指定（平成14年度施行）

景観形成を図っていく上で重要な価値があると思われる建築物や工作物、樹木などを指定し、その貴重な財産を末永く残していくように支援する制度です。保全に係る修理、修景等に対して、所有者の経済的負担軽減のため助成制度も設けています。

平成23年度までに歴史的な建築物等を中心に29件を指定しました。

今後は、所有者の意向を踏まえながら、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定に向けて検討していきます。

【過去の指定物件】

- ・平成14年度（3件） 野中ウサイエン、願正寺、佐嘉・松原神社のクスノキ群
- ・平成15年度（3件） 田中酒造、竹下邸、山下邸
- ・平成16年度（2件） 竹下邸、本行寺
- ・平成17年度（1件） 高伝寺
- ・平成18年度（2件） 伊勢神社、大坪邸
- ・平成19年度（2件） 大覚寺、護国神社境内の楠と石造物群
- ・平成20年度（2件） 牛嶋天満宮、藪内写真館
- ・平成21年度（2件） 龍造寺八幡宮、北島邸
- ・平成22年度（2件） 与賀神社、三浦邸
- ・平成23年度（10件） 松野邸、江口邸、西村邸、蛸久天満宮、古賀邸、千鳥屋総本家 原田邸、横尾邸、九州電力株式会社 川上川第二発電所、新北神社、平安山 龍泰禅寺



野中ウサイエン【材木一丁目】
（平成14年度指定）



田中酒造【蓮池町】
（平成15年度指定）



護国神社境内の楠と石造物群【川原町】
（平成19年度指定）



藪内写真館【松原2丁目】
（平成20年度指定）

②広報、啓発

- ・市民意識調査の結果、景観づくりに関する情報提供を望む声が多かったことから、本市における様々な景観施策や市民によるまちづくり活動について、市報やホームページ等による広報を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。
- ・景観計画の理解を深めることができるよう、市民向けパンフレットや届出に関するガイドラインを作成し、市民や事業者にとって分かりやすい情報提供を行っていきます。
- ・現在、本市で取り組んでいる既存事業の充実、連携により、さらに良好な景観形成の実現を目指していきます。

■「景観賞」、「都市景観重要建築物等」、「景観重要建造物（樹木）」等を活用した事業の推進

- ・景観ウォッチングの実施など

■「景観事業イベント（表彰式・パネル展等）」の充実

■「屋外広告物撤去ボランティア活動」等の推進

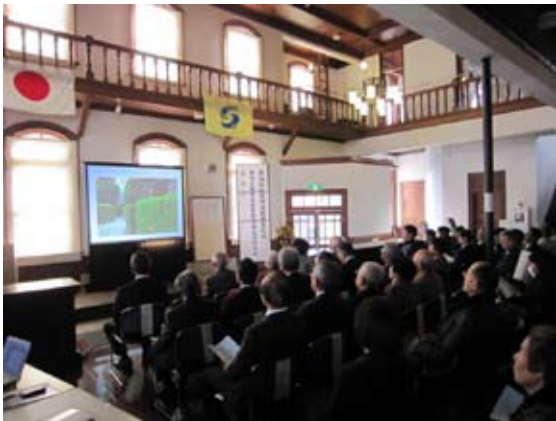
■「景観まちづくりシンポジウム」、「講演会」等の開催 など



景観ウォッチング



景観事業イベント（パネル展）



景観事業イベント（講演会）



屋外広告物撤去活動

(2) 景観計画の運用

①景観計画の充実

本計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って様々な施策や仕組みが発効することから、今後も本市の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、本計画に盛り込んでいきます。また、社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、計画の見直しを行っていきます。

②景観誘導エリアの追加・変更

「景観誘導エリア」は、本市において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるとして位置づけ、その景観の保全、形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要であるエリアです。景観誘導エリアを追加・変更する場合は、本計画の変更が必要となることから、「佐賀市景観審議会」に諮る必要があります。

③景観形成地区の指定・変更

「景観形成地区」は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を、市長が指定することができるとしています。景観形成地区の指定や内容を変更する場合は、「佐賀市景観審議会」に諮る必要があります。

④景観形成の推進体制

ア) 諮問機関・専門家の位置づけと役割

景観形成の推進や施策の検討に関して、旧条例（佐賀市都市景観条例）では、都市景観審議会が市の景観行政に関する諮問機関として位置づけられており、都市景観基本計画の策定、都市景観形成地区の指定、都市景観重要建築物等の指定等を行う際に意見を聴かなければならないこと等が規定されていました。

景観計画の策定等については、都市計画審議会の意見聴取を行うことが景観法に規定されており、新条例（佐賀市景観条例）では、「佐賀市景観審議会」を市の景観行政に関する諮問機関として位置づけます。また、公共施設や民有空間の整備等における景観誘導に際して技術的指導・助言を行う専門家として、景観アドバイザーを位置づけることから、景観施策の推進にあたっては、それぞれの審議会等の役割分担や連携のあり方を明確にする必要があります（次ページに役割を示します）。

今後の景観形成の推進や充実を図るためにも、これらの諮問機関や専門家を有効に活用し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営を行っていく必要があります。

■景観形成の推進体制における役割

連携

■都市計画審議会

【景観に関する審議事項】

- ①景観法第8条第6号に基づき、都市計画区域に定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合性から意見聴取
- ②景観法第61条に基づき、都市計画法第8条第1項第6号に定める景観地区の都市計画決定について、都市計画法第19条に基づく付議（都市計画決定手続き）

■景観審議会

【審議事項等】

- ①景観計画の策定、変更、廃止
- ②景観形成地区の指定
- ③行為の届出に関する事項
 - ・助言・指導（必要時）
 - ・勧告（必要時）
 - ・公表
 - ・変更命令
- ④景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項
 - ・指定、解除
 - ・原状回復命令等
 - ・管理に関する勧告（必要時）
 - ・管理に関する命令
- ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項

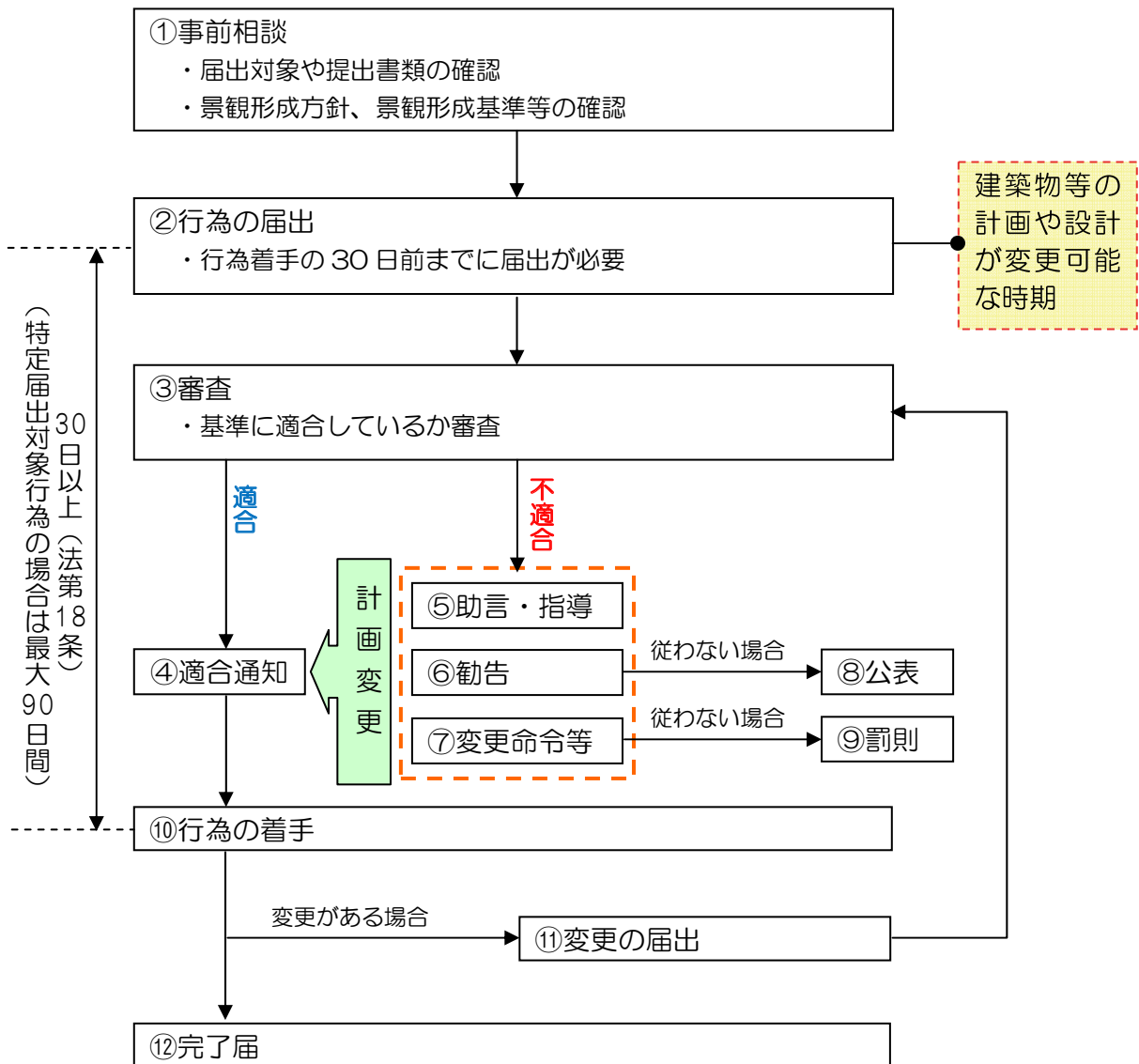
連携

■景観アドバイザー

以下の事項について、必要に応じて意見を聴くこととします。

- ①行為の届出に関する事項
- ②公共事業等の計画・設計等
- ③民有空間における整備等
- ④その他良好な景観の形成に必要な事項

イ) 行為の届出に係る審査の流れ



必要に応じて、景観アドバイザー・景観審議会の意見を聴くこととします。
(ただし、⑦変更命令等、⑧公表については、必ず景観審議会の意見を聴きます)

【公表について】

・勧告に従わない場合は、公表することがあります。

【罰則について】

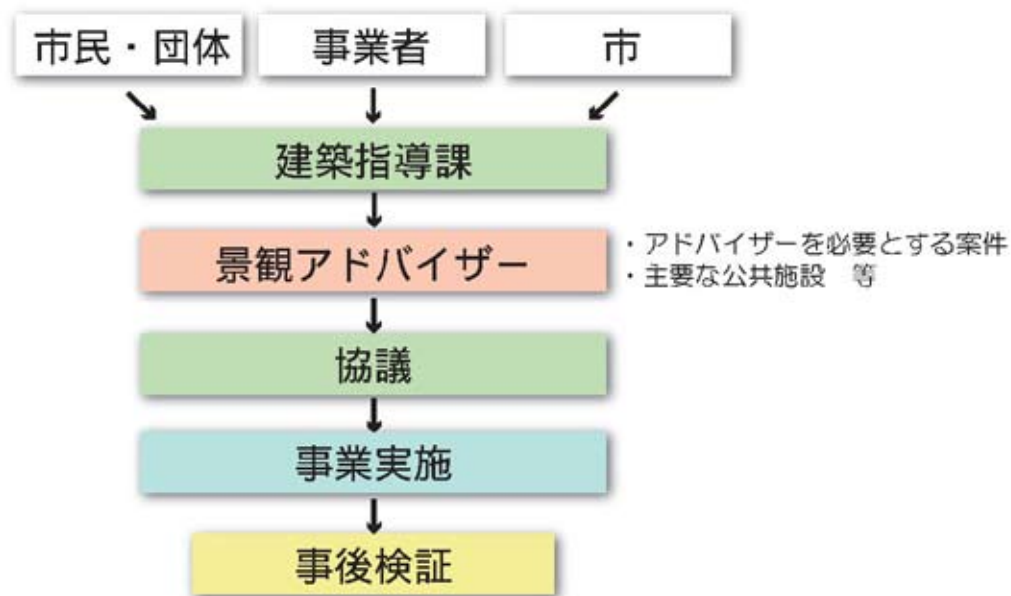
以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合（30万円以下の罰金）
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合（30万円以下の罰金）
- ・変更命令に従わない場合（50万円以下の罰金）
- ・原状回復命令に従わない場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(3) 行政による先導的な景観形成

- ・本市における公共施設（道路、河川等）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び景観形成基準に従い、さらに「佐賀市公共空間のデザインガイドライン」、「佐賀県公共事業景観形成指針」等を活用することで、良好な景観形成の誘導を図っていきます。
- ・本市の景観形成上、重要な場所、特に「佐賀城下町周辺エリア」及び「景観形成地区」において公共事業を行う際は、景観アドバイザー制度等を活用し、整備内容について協議による誘導を図っていきます。
- ・公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会等を実施し、意識の向上や共通認識の構築を図っていきます。

■景観アドバイザー制度の活用



(4) 関連施策・制度の活用

景観形成に関する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していきます。